

## おおいた子育てほっとクーポンの利用について

サービス内容等	サービス提供機関	住所	電話番号	料金の目安	その他	利用方法
<b>ショートステイ・トワイライトステイ</b> 家庭において、保護者が病気や仕事などで一時的に養育が困難となったお子さんを、児童福祉施設などで預かります。	乳児院栄光園	南荘園町3組	21-8085	◎ショートステイ	2歳未満または慢性疾患児	
	栄光園児童養護施設		23-2827	1日300円～5,350円		
	光の園子ども家庭支援センター	荘園8組	27-0874	◎トワイライトステイ	2歳児以上	
	別府平和園	明蓉5-2	66-3121	平日夜間（17：00～22：00）300～750円		
	永生会母子ホーム	野口中町14-26	26-2355	休日昼間（8：00～17：00）350～1,350円	緊急一時保護の母子	
<b>家事援助</b> 日 常的な家事（掃除、洗濯、調理、買い物等）の援助、育児支援（産前産後の世話、沐浴の介助、離乳食の相談、おむつ交換など）を行います。	ふくしサービスセンター たんぼぼ	石垣西7丁目4-7	26-5585	1時間1,600～2,500円 （交通費、施設使用料が別途必要、クーポン利用可能）		☆現物払い☆
<b>母乳マッサージ・ベビーマッサージ</b> 大分県助産師会が行う、乳房ケアや卒乳の手当て、ベビーマッサージなどに使用できます。	たらちね助産院	扇山21-2	090-5020-6617	◎母乳マッサージ→初診料1,000円、技術料3,000円	<b>母乳マッサージのみ</b> ◎左記の助産院と連絡がとれない場合、又はベビーマッサージをご希望の方は大分県助産師会（097-534-0753）にご連絡ください。	クーポンを使ってお支払いいただけます。端数は現金でお支払いください。
	いしだ助産院	新別府2-1	090-9565-2693	◎ベビーマッサージ→2,000円		
	やの助産院	幸町4番12号	090-9586-8253	（共に往診料が別途500～1,000円必要、クーポン利用可能）		
	一二三助産院	光町1-24	070-2415-6581			
<b>指定絵本の購入</b>	楠書房	楠町6-19	23-1842		<b>日本図書コードの分類コードがC87で始まる絵本</b> が対象です。 書店に希望する絵本の在庫がない場合は注文可能です。	
	ブックス玉屋	亀川東町13-19	67-6573			
	おおくま書店	馬場6-2	22-8145			
	明林堂書店青山店	山の手町15番15号	27-0500			
	リプロ別府店	北浜2-9-1トキハ別府店4F	73-8090			
	TSUTAYA別府上人ヶ浜店	上人ヶ浜町806-1	66-6226			
<b>一時預かり事業</b>	中央保育所	立田町4-30	23-1759	4時間以内800円	＊クーポンの有効期限内であれば、 <b>同一世帯の未就学児の兄弟姉妹の利用料も対象になります。</b>	
	内籠保育所	国立第二	66-5466	4時間を越えて8時間以内1,600円		
	鶴見保育所	荘園6組5	24-7588	給食利用時は別途200円が加算		
	ナーサリーみにふう	西野口町8-30	26-2301			
	すくすくルームふたば	石垣東4丁目5番4号	22-9770	上記施設と利用料金等が異なります。施設へお問合せください。		
<b>病児保育事業</b>	病児保育室 クローバー	石垣東4丁目5番4号	23-0823	2,000円	＊クーポンの有効期限内であれば、 <b>同一世帯の小学6年生までの兄弟姉妹の利用料も対象になります。</b>	☆償還払い☆ 料金を現金で支払い、後日別府市に請求
<b>ファミリー・サポート・センター事業</b>	ファミリー・サポート・センター	荘園6組5	27-1189	●月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）7:00～19:00は1時間当たり600円 ●上記以外の曜日、時間（土曜日、日曜日、祝日）1時間当たり700円	＊ <b>おたふくかせの予防接種は、1回の接種につき、クーポンは5,000円まで使用できます。</b>	
<b>フッ素塗布【保険外診療（自由診療）】</b>	歯科医療機関（国内）				＊令和2年8月以降に生まれた0歳児のロタウィルスの予防接種は、令和2年10月から原則無料で受けられる定期接種になる予定です。	
<b>インフルエンザ予防接種</b>	医療機関（国内）					
<b>おたふく風邪予防接種</b>	医療機関（国内）					

※ショートステイ・トワイライトステイ利用の際の利用料金、予約等は、子育て支援課子ども支援係へ。その他のサービス利用の際は、直接サービス提供機関へお問い合わせください。

**＊償還払い→** 利用料を一度現金で支払い、利用後6ヶ月以内(例：5月5日利用→11月5日受付分まで有効)に  
 ①領収書②クーポン③保護者名義の通帳④印鑑（朱肉を使うもの）を子育て支援課に持参してください。  
 なお、償還払いは市役所 子育て支援課（1F）のみで受付となります。

※料金は目安の金額を記載していますので、事前に料金をご確認の上、ご利用ください。